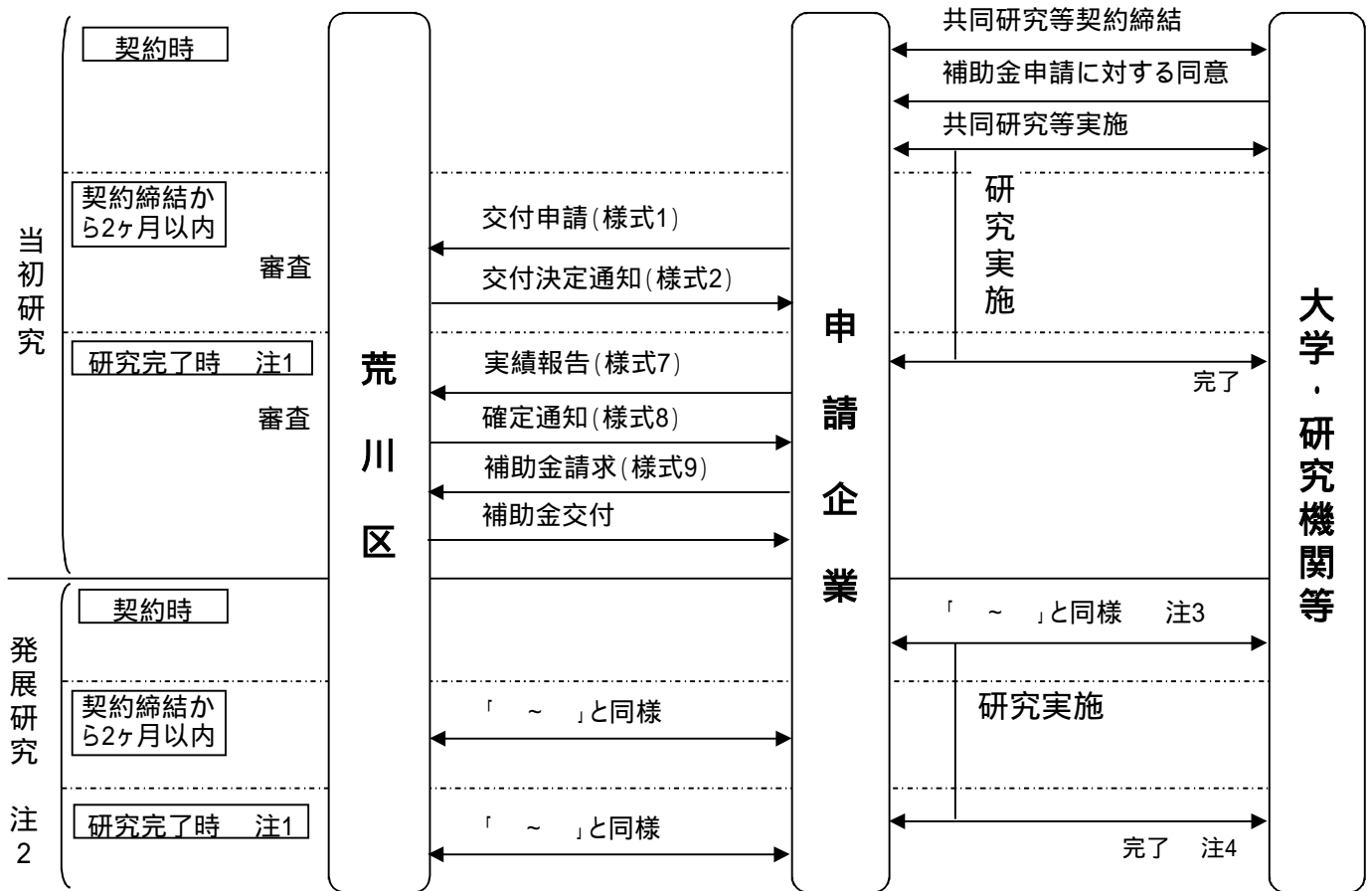


当初研究完了後、継続または関連性のある研究(発展研究)を実施する場合



- 注1: 共同研究等の完了前に、年度をまたぐ場合は、年度末に「～」と同様の手続きを行い、翌年度当初に「～」と同様の手続きを行う。
- 注2: 当初研究の契約締結日から2ヵ年以内に研究を完了させなければならない。
- 注3: 当初研究の完了後、6ヶ月以内に申請しなければならない。
- 注4: 最終の発展研究が完了した翌年度は本事業を利用することができない。